

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	かのん保育園	
運営法人名称	株式会社ギャザー	
福祉サービスの種別	小規模保育事業A型	
代表者氏名	施設長 管元（かんはじめ）	
定員（利用人数）	12名	利用者数：11名
事業所所在地	〒543-0011 大阪市天王寺区清水谷町8-19 メゾン・ドゥ・レーヴ清水谷202	
電話番号	06 - 4303 - 5280	
FAX番号	06 - 6763 - 5750	
ホームページアドレス	https://kanon-hoikumama.com	
電子メールアドレス	info@kanon-hoikumama.com	
事業開始年月日	平成27年4月1日	
職員・従業員数※	正規 4名	非正規 8名
専門職員※	保育士8名 調理師1名	
施設・設備の概要※	[居室] 保育室	
	[設備等] バルコニーテラス	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	1回
前回の受審時期	平成29年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【運営理念】

- ・園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場の提供。
- ・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行う。
- ・園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う。

【理念】

1. 保育の提供に当たり、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
2. 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
3. 園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

【保育方針】

1. 安心して生活できる場所、安心して子どもを託せる場所、安心して働ける場所にする。
2. 多くの人に愛されていると実感できる関わりをする。
3. 豊かな心を育てるぬくもりがある場所にする。
4. 豊かな人間性を育む感動や体験を経験する。
5. 基本的な生活習慣を養う。

【職員の行動規範】

- ・ 仕事に対する誇りを持つ
- ・ 全員で協力・親和し秩序良く業務を達成する。
- ・ 誠実・正確・迅速に職務に当たる
- ・ 体の自己管理

【施設・事業所の特徴的な取組】

1. 一時預かり事業をしている為、幼稚園の兄弟が長期休みの時に利用することで、兄弟一緒に登園することができる。
また、一時預かりの利用から園の雰囲気を見て小規模へ利用されることもある。
2. 少人数でアットホームで保護者参加の行事を通して、保育士と保護者、保護者同士、保護者と他児との関わりも深まっている。
3. 広いバルコニーがあり、花や野菜を育てており、収穫した野菜は調理して給食の中に入れてもらったりと、食育活動にも取り組んでいる。夏は水あそびを十分に楽しめる環境となっている。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	特定非営利活動法人ふくてっく
大阪府認証番号	270003
評価実施期間	令和6年8月20日～令和7年10月16日
評価決定年月日	令和7年10月16日
評価調査者（役割）	2101C016（運営管理委員） 1402C053（専門職委員） 1102C009（その他） 2401C059（その他） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

かのかん保育園（以下「本園」）は、2015年に開園した0～2歳児を対象とした小規模保育園です。本園は大阪メトロ谷町6丁目駅から徒歩10分の上町台地に立地し、大阪城下の諸官庁にも近い文教地域に位置しています。清水谷公園や連携保育園にも近接した職住に恵まれた環境です。園舎は集合住宅のワンフロアを改修したものであり、限られた環境を工夫しながら小規模で家庭的な雰囲気大切に混合保育を行っています。また経験豊かな職員が多く、常に保護者支援に取り組んでいます。日々の登降園時に保護者とのコミュニケーションを大切にし、保育参加等にて本園の保育に対する保護者の理解を心掛けています。施設長は社会福祉事業の経験から本園を立ち上げており、経営面を中心にマネジメントし、施設長代理や職員には保育に専念できる組織体制としています。また地域のニーズを見据えた一時保育事業を本園に併設させています。今後は本園のビジョンをより明確に定め、理念や基本方針をもとに地域の環境変化や利用者等のニーズを見据え中・長期的な視点での保育事業の展開を期待します。

◆特に評価の高い点

■保育所選択に必要な情報の提供

区役所に「入室のしおり」を置いたり、SNSにて利用希望者が保育所選択に必要な情報を得られるよう努めています。しおりは文字中心の構成ですが、SNSには本園の様子を写真付きで紹介しており、より具体的な雰囲気を伝えています。

■保育の継続性に配慮した対応

卒園後も年に1回同窓会を開催し、その際ヒアリングを実施して継続的な関わりを大切にしています。転園先となる連携園とは毎月交流会を行っており、こどもが新しい環境に円滑に適應できるよう、保育の継続性に配慮した取り組みを進めています。

■利用者満足の上への取り組み

連絡帳を通じて保護者と日常的にやり取りし、こどもにはヒアリングを通して秋祭りの企画を一緒に進めるなど、意見を保育に反映しています。さらに週1回程度SNSで園の様子を発信し、写真販売を行うことで園生活を家庭に共有しています。

■こどもが主体的に活動でき、養護と教育が一体的に展開される環境を整備

ワンフロアでの混合保育で、園庭や保育室など物理的な環境が制限される中、職員は様々な工夫をしています。こどもが快適に過ごせるような環境整備や養護と教育が行えるよう保育内容や方法に配慮しています。

■保護者との連携 家庭への支援

職員は保護者とのコミュニケーションを常に心掛けており、些細なことばや相談にも傾聴し、アドバイスをしたり寄り添う取組を心がけています。小規模園ならではのより親密な信頼関係を継続的に築いています。

◆改善を求められる点

■ビジョン達成に向けた中・長期計画及び単年度計画の策定と周知への取り組み

本園の目指すビジョンや理念・基本方針を踏まえた中・長期計画と、より具体的な単年度計画が職員参加のもと策定されることが求められます。本園の取組がより理解できるよう、保護者への周知も期待します。

■職員一人ひとりの育成に向けた取組

本園では「期待する職員像」を示していますが職員への周知は不十分で、個々の目標設定や振り返りは十分ではありません。中間面接や十分なフィードバックはなく、今後は職員育成の支援体制づくりが求められます。

■公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組

本園では経理業務が一部職員のみで共有され、全体への周知や内部・外部監査体制は整っていません。今後は経営情報の共有と監査導入を進めることを期待します。

■ボランティア受け入れに対する基本姿勢と体制

本園では絵本の読み聞かせ等のボランティアを受け入れています。受入れ方針の明文化やマニュアルは無く、職員の認識も十分ではありません。今後は受け入れ体制整備と意識の共有が求められます。

■地域の福祉ニーズ等の把握と公益的な事業・活動への取組

本園は地域との直接的な関わりが限定的で、組織的な福祉ニーズ把握の取組は十分ではありません。今後は地域連携を強化し福祉向上につながる活動を広げていくことが求められます。

■子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組

子どもの尊重に対する内部研修を実施していますが、外部研修は参加が難しく参加しやすい環境が求められます。保育マニュアルに子どもを尊重した保育を記載しており、その活用にて職員の共通理解を促す取組に期待します。

■災害時の安全確保のための組織的な取組

災害発生に備え、毎朝シフトに入った職員に対して3つの役割を設定し、即応体制を確保しています。また、消防署の協力を得て訓練を実施し、対応力の向上を図っています。一方で、安否確認の仕組みは十分ではなく、今後は情報共有の仕組みづくりが求められます。

■災害時の安全確保のための組織的な取組

災害発生に備え、毎朝シフトに入った職員に対して3つの役割を設定し、即応体制を確保しています。また、消防署の協力を得て訓練を実施し、対応力の向上を図っています。一方で、安否確認の仕組みは十分ではなく、今後は情報共有の仕組みづくりが求められます。

■子どもの健康管理

保健衛生マニュアル、感染症対応マニュアル、保育所における感染症対策ガイドラインを整備していますが、職員への周知や活用が課題となっています。

■アレルギー疾患、慢性疾患等への理解

アレルギーや慢性疾患等に関する外部研修はリーダーが受講し職員への情報共有しています。今後は内部研修を充実させるとともに、子どもや保護者等にアレルギー疾患、慢性疾患等の理解を図る取組を期待します。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

日頃の保育では、子どもの気持ちに寄り添い、楽しく過ごせるような保育に取り組み、保護者ともコミュニケーションを取り、信頼関係を築いていくよう努めています。園の取り組みがより理解できるよう、具体的な計画を策定したり、文書化して保護者や地域への周知をできるようにしていきたいと思います。また、職員の育成に向けた取組として、マニュアルの周知や外部研修への参加なども行っていきたいと思います。今回の評価を受けて、いろいろな視点で気づかせていただくことができました。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
(コメント)	<p>かのん保育園（以下「本園」）は、理念をホームページ（以下「HP」）や入室のしおり（以下「しおり」）に記載し、園内に掲示しています。基本方針は保育目標とともに全体的な計画に記載しており、本園が小規模保育事業であることを踏まえ、職員が取り組む保育内容を記載しています。しかしながら職員に継続的に周知する為の会議や研修等は行っていません。保護者に対しては入園時にしおりや重要事項説明書にて説明しています。職員や保護者等に対して本園の保育実践への理解を深めるために、わかりやすい資料の作成や継続的な周知に取り組むことを期待します。</p>	

		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
(コメント)	<p>施設長は社会福祉施設等の経営や学識経験者との交流の中で、地域の社会福祉事業の動向を把握しニーズの分析を行っています。本園の立地が文教地区であること踏まえ、利用者の特性、とりわけ保護者の教育や保育に対する意向等を把握しています。具体的には本園と一体的に一時保育の必要性を把握し、本園利用者の動向と共に一時保育利用者の動向を毎月分析し、利用者数の推移や運営コストを分析しています。一方保育士人材の動向や労働意識に関する課題の把握にも努めています。今後は区の地域福祉ビジョンと照らし合わせ、さらなる地域における経営環境の把握や利用者ニーズの分析に期待します。</p>	
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
(コメント)	<p>施設長は保育コストを毎月分析し、適正な人件費率の設定や設備や備品への投資を適切に行うとともに、園児数の目標を定めています。また本園の経営状況について施設長は施設長代理と共有しています。経営改善に向けた経費削減の取組は職員と共有し取り組んでいるものの、保育士の確保や労務改善といった課題についての取組は十分とは言えない状況です。そういった課題を職員と共有しながら改善に向けた具体的な取組を期待します。</p>	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
(コメント)	本園は選ばれる保育園を目指しているものの、明確なビジョンやそれに向けた中・長期計画の策定は十分とは言えません。一方で施設長は新たに聴覚障がい児の保育環境の整備を行いたい意向を持っています。中・長期的にどのような園を目指すのか、ビジョンに向け具体的な実施内容や数値目標を明確に定めることを期待します。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
(コメント)	前評価における中・長期計画が未策定なため、本評価はcとなります。単年度計画は、中・長期計画を踏まえて策定することが求められます。令和7年度の事業計画は、第三者評価の受審・保育内容の充実と新しい保育の試み・職員の質の向上（外・内部研修の積極的な受診）、保護者支援の向上、一時預かり事業の継続を掲げ取り組んでいます。今後各事業計画の実行に向けた具体的な取組や成果を盛り込むとともに、収支計画が伴う単年度計画の策定することを期待します。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
(コメント)	事業計画の策定は、施設長・施設長代理が行っています。令和7年度の事業計画の1つは第三者評価の受審であり、第三者評価項目を職員に周知したり、その内容を理解する取り組みがみられます。今後は事業計画の策定にあたり職員の意見聴取や集約を行うとともに、本園全体の共通認識のもとで、事業計画の実施状況の評価や見直しに取り組むことを期待します。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c
(コメント)	本園は事業計画の主な内容を保護者等に周知する取組は行っていません。保護者が本園の取組やねらいを理解し、保育への参加を促す上で事業計画の周知は大切な取組です。本園の具体的な事業計画等をわかりやすい資料やしおりに記載し保護者等に周知することを期待します。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	本園は毎月保育会議を開催し、保育実践に関するねらいや取組状況の評価・振り返りを行っています。同様に毎月職員会議を開催し、本園全体が取り組む行事や日々の業務に関しての評価や振り返りを行っています。小規模園であり会議内容の職員への周知はしやすく、保育の質向上に取り組みやすい環境です。さらに令和7年度は社会福祉施設運営自己点検・自己評価表による本園全体の自己評価を実施しました。そういった毎月の会議や自己評価を総括し分析する場を組織的に位置づけ、全職員が理解の上本園の保育の質向上により取り組むことを期待します。	

I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
(コメント)	前評価コメントのとおり、職員会議・保育会議の中で保育実践等の評価や振り返りを行っています。また、今回の第三者評価受審を機に、本園全体の自己評価を「社会福祉施設運営自己点検・自己評価表」を用いて実施しました。一方で得られた結果や課題の総括を文章化し、職員間で共有する取組は今後の課題です。さらに課題解決に向け改善計画の策定やその実行状況の把握を本園全体として組織的に取り組むことを期待します。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
(コメント)	施設長は経営を担い、施設長代理は保育現場を担当するという役割分担が職員にも理解されていますが、文書化はされていません。施設長は面談の場を通して自らの思いを職員と共有し、日常的な関わりの中で役割を伝えています。また、不在時には施設長代理が対応する体制を周知しています。役割や責任について一定の理解は浸透していますが、今後は文書化などによりさらに明確にしていくことを期待します。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	施設長は、法令等に関する研修会には参加していませんが、社会保険労務士から情報を得て、保育所運営におけるコンプライアンスに取り組んでいます。職員に対しては職員会議の場で概要を伝えています。理解を深めるための体系的な周知や研修は十分とはいえません。施設長には、保育所としての法令遵守の体制づくりを進め、職員への教育・研修を計画的に実施することが求められます。遵守すべき法令を共有し、日常の業務に具体的に活かせる仕組みづくりを期待します。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	施設長は、保育会議において、こどもへの関わり方について具体的なアドバイスを行い、保育の質の向上へ意欲を示しています。幅広い視点から保育のやりがいを伝えるなど、職員への意識づけにも努めています。また、施設長代理は職員の声を日常の保育や業務改善に活かしています。施設長も保育会議に参加し、保育の質について互いの考えを共有する機会を設けています。評価や分析の仕組みづくりはこれからの課題であり、職員の教育や研修の充実もさらに整えていく段階です。今後は、施設長のリーダーシップのもとで研修機会の確保や組織的な取組が一層進むことを期待します。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	施設長は、施設長代理と共に理念や基本方針の実現に向けて人員配置などを協議し、経営の改善や業務の効率化を意識した取組を進めています。経費削減については職員に周知し、職員会議や個別面談を通じて共有を図り、実効性向上に向けたアクションを起こしています。一方で、経営改善や業務の実効性を高めるための具体的な体制づくりには十分に至っておらず、組織全体で取り組む仕組みの整備が課題となっています。今後は、施設長のリーダーシップのもとで職員全体が共通理解をもち、より実効性のある体制構築を期待します。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
(コメント)	人材募集は主にハローワークを通じて行われています。職員の採用は知人の紹介など複数の経路で進められており、安定的な人材確保に向けて幅広い方法で取り組んでいます。本園の職員配置は、職員の能力や特性に応じて行われていますが、非常勤職員が多く出勤時間帯が重なるため、早出・遅出や土曜勤務を担える人材の確保が課題となっています。大阪市子育て支援員の募集にも取り組んでおり、活用の拡大が期待されます。福祉人材や人員体制に関する具体的な計画はこれから整えていく段階ですが、課題を踏まえてさらに前向きな取組を期待します。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	c
(コメント)	本園では、理念や方針、目標を保育室に掲示し、「期待する職員像」については、しおりに明記しています。施設長は、施設長代理からの進言や職員の意向を踏まえて処遇を検討し、必要に応じて複数回の面談を実施し、役割や期待する職務を伝えています。令和7年度からは職員による自己評価チェックリストの取組も始まりました。評価は施設長代理の口頭報告を受けて施設長が行っています。今後は、人事基準の整備や、職員が将来を見据えて成長できる仕組みづくりが求められます。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
(コメント)	本園では、職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに一定の取組が見られます。シフト作成の段階で休暇希望を優先するなど、職員の働きやすさに配慮しています。福利厚生として忘年会や給食の低額提供があり、職員間親睦や日々の経済的負担の軽減につながっています。一方で、人材不足による勤務の偏りの課題があり、午睡時の休憩もこどもの状況により十分に取れないことがあります。職員の心身の健康を支える相談体制は未整備です。今後は人員配置の工夫や健康支援の充実により、働きやすさを高める取組を期待します。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
(コメント)	本園では、「期待する職員像」についてしおりに明記していますが、職員への周知は不十分であり、個々の目標設定に繋がっていません。施設長は年1回の面談で自身の思いや方針を伝えています。内容は施設長の意向が中心となっています。また、記録は施設長代理が行っていますが、職員へのフィードバックも十分ではありません。令和7年度からは目標管理の取組が始まりましたが、中間面接は実施されていません。今後は職員の目標設定や振り返りを支援する仕組みづくりが求められます。	

II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	本園では、基本方針や職員育成計画の中に「期待する職員像」を明示し、令和7年度の研修計画も策定しています。しかし、職員に必要とされる専門技術や専門資格は計画に具体的に示されておらず、また研修計画の評価や見直しが十分ではありません。計画的な体系立ては弱く、研修はキャリアアップ研修など単発的に個々で順次参加する形となっています。人員確保が難しいため、職員が外部研修に十分に参加できていない現状もあります。今後は、必要な専門性を明示した研修計画を整備し、評価・見直しを行う体制を築くことで、教育・研修を計画的に推進していくことを期待します。	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
(コメント)	本園では、施設長代理が外部研修案内を回覧ファイルに記して職員間に共有しています。しかし、園からの外部研修情報提供は限定的であり、受講はシフトの都合から難しい場合が多い状況です。内部研修は資料を用いた全体研修に限られており、職員が都合に合わせて学べるビデオ研修など柔軟な方法は導入されていません。今回の第三者評価で実施した職員アンケートには研修への高い意欲が見られるため、今後は職員の意向や職務内容に応じた研修機会を拡充し、より実効性の高い学びの場を提供していくことを期待します。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c
(コメント)	本園ではこれまで実習生の受け入れ実績がなく、受け入れに関するマニュアルや具体的な体制も整っていません。令和7年度の全体的な計画には「実習生等の受け入れ（大阪市子育て支援研修）」が記載され、方向性は示されていますが、現時点では取り組みが始まったばかりの状況です。保育士育成学校や大学への働きかけも行われておらず、準備は十分とはいえません。福祉人材を育成することは保育所の重要な役割であり、施設長もその必要性を理解しています。今後は計画を具体的な行動へと発展させ、実習生受け入れの仕組みを整備することが求められます。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	本園では、HPに保育所の理念や基本方針、提供する福祉サービスの内容を掲載し公開しています。また、苦情や相談の体制についても公開していますが、苦情の内容や改善・対応状況、事業計画、事業報告等経営に関する情報は公開しておらず、透明性の点で十分とはいえません。令和7年度には第三者評価を受審し、その結果を公表する予定であり、今後の改善につながることを期待しています。一方、地域住民に向けた理念や基本方針、活動内容を説明する印刷物の配布は実施しておらず、地域への情報発信の機会拡充も課題として残されています。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	c
(コメント)	本園では、事務（経理・財務）に関する業務は一部の職員のみで共有されており、職員全体への周知は十分ではありません。また、内部監査や外部監査といった仕組みは導入されていません。透明性を高め、適正な経営を実現するためには、経理情報や事務手続きを幅広く職員に理解させる仕組みづくりと、監査体制の整備が求められます。今後は、経営情報の共有や監査の導入を進めることにより、より公正で透明性のある運営体制を期待します。	

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
(コメント)	本園では、地域とのつながりを大切にし、子どもたちが地域に親しむ取組を行っています。ハロウィンの時期には園周辺を歩き、地域の喫茶店などに立ち寄ることで地域の人々と触れ合う機会をつくっています。今後は立ち寄れる店舗を増やし、交流をさらに広げていく予定です。本園入口周辺には地域に関する情報を掲示しており、来園する保護者が安心して地域情報に触れられるよう工夫されています。今後は子どもと地域との関わり方について基本的な考え方を文書化し、子どもと地域との交流をより一層広げていくことを期待します。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
(コメント)	本園では絵本の読み聞かせや人形劇などのボランティアを定期的に受け入れており、子どもにとって楽しい交流の機会となっています。しかし、受入れに関する基本姿勢の明文化やマニュアル整備はなく、職員もその必要性について十分な認識を持っていません。現在は知人の紹介による受入れが中心であり、子どもと接する際の注意事項は口頭で伝えている状況です。今後は方針の明確化や職員全体での意識の共有を進めることが求められます。	

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
(コメント)	本園では、関係機関・団体とは定期的な連絡会に参加し、連携を図っています。消防車来園による防災訓練も実施しており、消防車の駐車が困難な近隣園と合同訓練を予定するなど地域との協力を進めています。要保護児童対策地域協議会への参画はありませんが、子どもの見守りを通じて関係機関とつながりを持っています。区の子育て支援施設連絡会に毎年参加し、地域資源との接点を確保しています。社会資源を明示したリストを作成していますが、職員間での共有は十分ではありません。今後は社会資源リストの職員間での活用や、より一層の連携体制の強化を期待します。	

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	c
(コメント)	本園は、入居するマンションの自治会や町内会には加入しておらず、地域との直接的なつながりは限定的です。子育て相談については同法人が運営する一時保育で実施しており、本園単独での地域ニーズ把握の取組は行われていません。ただし、施設長は独自に地域の分析を行っており、ヒアリングの中では「地域の困窮は重層化している」「文教地区として保護者の教育・保育に対する意向やニーズが強い」など、一定の把握が見られます。今後は、一時預かり事業との連携を活かしながら、地域の福祉ニーズをより組織的に捉え、園としての取組へ発展させていくことを期待します。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
(コメント)	本園では、地域貢献に関わる事業や活動は実施していませんが、施設長は子ども食堂との連携を視野に入れており、地域貢献に関わる活動の意向を持っています。今後、福祉ニーズに即した活動を充実させていくことを期待します。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
(コメント)	本園では年2回、少人数による内部研修を実施しています。外部研修もありますが、現状では多くの職員が参加しにくい状況です。本年度からは職員が「人権擁護のためのセルフチェックリスト」で自己評価を行っています。性差への配慮として男女の色分けを強制せず、こどもの状態に合わせた保育を実践しています。保育マニュアルは整備済みですが、内容が職員全体に十分浸透していません。今後はマニュアルの活用をさらに促進するとともに、外部研修に参加しやすい環境づくりが進むことを期待します。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	本園では、保育マニュアルにプライバシー保護と情報管理の項目をまとめ、保護者への情報提供や共有についてもマニュアル化しています。入園時の説明会では、園内で撮影した写真の販売やSNS公開について保護者に説明し同意書を提出してもらっています。また、排泄時の着替えはトイレで行うなど、こどものプライバシーに配慮した保育を心がけています。職員は「人権擁護のためのセルフチェックリスト」により意識を高めていますが、マニュアルの周知はまだ取り組みの途上であり、外部研修への参加もシフトの関係で調整が難しい状況です。今後は、保育マニュアルの周知や外部研修に参加するなどさらなる工夫に期待します。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
(コメント)	本園では、区役所にしおりを設置し、利用希望者が保育所選択に必要な情報を得られるよう努めています。しおりは文字中心の構成ですが、SNSでは園の様子を写真付きで紹介しており、より具体的な雰囲気伝えていきます。見学は週に1～2組を随時受け入れ、施設長代理が対応しています。利用希望者への説明内容は、状況に応じてその都度見直しを行い、必要に応じて改善を図っています。今後は、しおりの写真や図を充実させるなど、より分かりやすく魅力が伝わる情報提供が進むことを期待します。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
(コメント)	本園では、毎年保育内容に大きな変更はありませんが、重要事項説明書に改訂が生じた際には新しいものを配布し、年度末にはしおりを保護者に配布しています。入園時には園内を案内し保育実践を直接見てもらう工夫をしています。現在は3～4名の正規職員が説明を担当していますが、対応の属人化を防ぐため、今後は説明手順や配慮事項をルール化し、誰が担当しても同じ水準の説明が行える体制づくりを期待します。	

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>(コメント) 本園では、保育所等の変更時に特別な引き継ぎ文書は用意していませんが、移転先の園から問い合わせがあった際には必要に応じて電話で対応しています。保育終了後の問い合わせについても施設長が個別に対応していますが、文書による明確な説明は行っていません。一方で、卒園後も年に1回、同窓会の際に卒園した子どもを対象にヒアリングを実施し、継続的な関わりを大切にしています。また、転園先となる連携園とは毎月交流会を行っており、子どもが新しい環境に円滑に適應できるよう、保育の継続性に配慮した取り組みを進めています。今後は、引き継ぎ内容を文書化するなど、より具体的な対応を期待します。</p>	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>(コメント) 本園では、年に2回(春・秋)保育参観を実施し、その後に5~6人単位でクラス懇談を行っています。個人面談や定期的なアンケート調査は現状実施していませんが、連絡帳を通じて保護者と日常的にやり取りしています。また、秋祭りの企画と一緒に進めるなど、意見を保育に反映しています。さらに週1回程度SNSで園の様子を発信し、写真販売を行うことで園生活を家庭に共有しています。保護者会はなく、町内会のフェスティバルには参加していませんが、今後は保護者や地域と連携を深め、アンケートを実施する等定期的な満足度調査を実施し、満足度向上を図る仕組みづくりを期待します。</p>	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>(コメント) 本園では、重要事項説明書や「かのん保育園 小規模保育事業利用契約書」、HPなどに苦情受付窓口を明記しています。苦情対応マニュアルには責任者を記載し、保護者から相談や苦情があった場合には施設長や施設長代理へ報告し、グループSNSを通じて職員全員で共有する体制を整えています。普段は登降園時のあいさつや声かけ、連絡帳を通じて保護者と密に情報交換し、園での様子を丁寧に伝えることを心がけています。これまで直接的な苦情は寄せられていませんが、苦情はサービス向上の大切な手がかりであり、今後は職員へのマニュアル周知を一層進め、保護者が安心して意見を伝えられる環境づくりを期待します。</p>	
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<p>(コメント) 本園では、保護者が相談や意見を伝えやすい環境づくりとして意見箱を設置し、登降園時には職員が積極的に声をかけてコミュニケーションを図っています。アプリは出欠確認のみに使用しており、問い合わせ機能などは活用していません。必要に応じて職員の休憩室など空いている部屋を利用して面談を行うなど、個別対応にも柔軟に取り組んでいます。職員からは、意見箱について保護者への周知が十分でないとの声もあり、今後はより一層の周知と活用促進を期待します。</p>	
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>(コメント) 本園では、保護者からの相談や意見に対して迅速かつ組織的に対応するため、苦情対応マニュアルに対応手順を明記しています。ただし職員への周知や定期的な見直しは十分ではなく、外部からの監査前に見直しされている状況です。保護者からの相談は多くありませんが、保育参観や保育参加の後にはグループ懇談を実施し、保護者のヒアリングを実施しています。今後は、職員がマニュアルを活用しやすい環境づくりと、定期的な見直し・周知を進めることで、相談や意見により一層迅速かつ一貫性のある対応ができる体制強化を期待します。</p>	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	本園では、安心・安全な福祉サービスの提供を目的とした「非常災害対策計画」を整備し、職員が年に1回見直しを行っています。毎日災害や事故発生時に対応する役割を3人ずつ設定し、そのうち必1人は正規職員が担当する体制を取っています。避難訓練は月1回実施し、大阪市から提供される事故情報は必ず職員に伝達しています。また、事故防止のための内部研修を年1回行い、こどもの安心と安全を脅かす事例について理解を深めています。今後は大阪市からの情報だけでなく、より広く事例を収集し情報共有や勉強会をする等、積極的な対応に期待します。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	本園では、「感染症対応マニュアル」に基づき、感染症予防と発生時の安全確保に取り組んでいます。手ゆびの消毒を徹底し、年1回の内部研修で職員の意識向上を図っています。園で感染症が発生した際は、保護者へ口頭で説明するとともに掲示で周知し、プライバシー保護のためこどもの氏名は公表していません。また、水遊びの際には保護者が「水遊びチェック表」に記入することで、体調や感染リスクに配慮しています。今後は、マニュアルを定期的に見直す仕組みと体制づくりが求められます。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	本園では、災害時の対応を「危機管理マニュアル」に明記し、職員が組織的に行動できる体制を整えています。備蓄品については「【別紙10】備蓄品在庫非常用持ち出し袋」に一覧化して管理し、必要時に活用できるようにしています。災害発生に備え、毎朝シフトに入った職員に対して3つの役割を設定し、即応体制を確保しています。また、消防署の協力を得て訓練を実施し、対応力の向上を図っています。一方で、職員の安否確認方法は用意されていますが、こどもや保護者の安否確認については明確化が十分ではなく、今後は体制の整備と情報共有方法の強化を期待します。	

評価結果

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
(コメント)	本園では、保育の標準的な実施方法を「保育マニュアル」として整備し、生活と遊び、長時間保育、保育環境の3つを柱に、体づくりや健康管理、基本的な生活習慣なども明記しています。これにより、こどもの保護や権利擁護の姿勢を「人権擁護のためのセルフチェックリスト」とともに明確化しています。保育会議は月末に開催され、保育方法や実施内容を検討し、その内容は参加できなかった職員にもグループSNSで共有しています。今後は、整備された保育マニュアルの内容をさらに職員へ周知し、標準的な実施方法の理解と活用を一層深めていくことを期待します。	

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
<p>(コメント) 本園では、標準的な実施方法をまとめ「保育マニュアル」として整備されているものの、その内容を定期的に見直す仕組みは確立していません。毎月の保育会議では指導計画や月案の検討・反省を中心に行い、標準的な実施方法を見直しはあまり実施されていません。保育会議では、こどもの様子や保護者からの声を、保育の内容へ反映していますが、これらは指導計画の改善が中心となっており、標準的な実施方法そのものを見直しとは性質が異なります。今後は、マニュアルを定期的に点検・更新し、職員全体で共有する仕組みづくりを期待します。</p>	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
<p>(コメント) 本園では、指導計画の策定責任者を施設長とし、計画の作成は正規職員が中心となって行っていますが、アセスメントにもとづく指導計画の作成に様々な職種の専門職や外部関係者は加わっておらず、支援が難しいケースについては今後対応方法を検討していく段階です。こどもの受け入れ時の対応は施設長が実施する体制が確立しているものの、手順が文書化されておらず、他の職員が同様に対応できる仕組みにはなっていません。今後はアセスメント手法と指導計画の策定手順を文書化し、外部専門家も含めた多職種連携の仕組みを整えることを期待します。</p>	
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>(コメント) 本園では、年間の指導計画を基に個別の指導計画を作成しています。月末の保育会議では、こどもの様子や保護者から寄せられた声をもとに問題を出し合い、解決策を検討して職員間で共有していますが、定期的な評価や見直しについては明確な手順が定められていません。今後は、アセスメントに基づいた個別指導計画を定期的に評価し、保護者の意向も反映できるよう、見直し手順を明文化する体制づくりを期待します。</p>	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>(コメント) 本園では、こどもの発達状況や授乳・食事・睡眠時間などの成長の記録を「個別指導計画」にまとめ、保育の実施状況を適切に記録しています。0・1歳児クラスでは「離乳食についての調査票」により離乳食の進み具合を把握しています。保育の記録はコンピュータで行っていませんが、職員間の申し送りや事務的な情報共有には職員専用のグループSNSを活用しています。今後は、紙媒体で分散している記録をアプリに集約する等、情報の精度と共有の効率化がさらに向上することを期待します。</p>	
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>(コメント) 本園では、子どもに関する記録を適切に管理するため「個人情報管理規定」を定め、入所時に保護者へ個人情報の取り扱いについて説明しています。職員が個人情報を取得する際は、必ず施設長代理の許可を得てから取得し、記録は鍵付きロッカーで厳重に保管しています。また、職員は入職時に個人情報の取り扱いに関する契約書へ署名し、守秘義務を明確にしています。今後は入職時の誓約だけに頼らず、定期的に職員研修を実施して最新の知識や法令を共有し、全職員の意識をさらに高めることで、こどもの記録の安全性と信頼性を一層強化する体制づくりを期待します。</p>	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
(コメント)	全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成されています。また、こどもの発達過程、こどもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成もされています。全体的な計画は、年に1回、施設長代理とリーダーで見直し作成されていますが、職員の参画のもとでの作成はされていません。今後は全体的な計画を、職員参画のもと、見直しや作成をする取組に期待します。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
(コメント)	保育室の温度、湿度、換気、音などの環境は、常に適切に調整されています。また、保育室内外の設備、用具や寝具の衛生管理に努めています。限られた物理的環境（マンションのワンフロア）での混合保育ですので、こどもが一人でくつろいだり、落ち着ける場所の確保が難しい状況です。仕切りを設けるなども検討されましたが、安全性の面から実施出来ていません。トイレは清潔に保つよう配慮されていますが、数が少なく、排尿時にお漏らしをすることももいて、オマルなどを使用することもあります。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	保育士は、こどもの感情や気持ちをくみ取れるよう、常にこどもの表情をみながら保育しています。また、こどもの欲求を受け止め、こどもの気持ちに寄り添った保育を心がけてもいます。緊急時やトイレの交代時などの、制止する言葉や急かすような言葉を用いたりすることがありますが、普段は急かす言葉や制止する言葉を使わないように努めています。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	ワンフロアでの混合保育ですので難しい面もありますが、保育士はこども一人ひとりの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう援助する事に努めています。基本的な生活習慣の習得にあたっては、援助が必要なときには手伝うこともしますが、強制することなどはなく、一人ひとりの主体性を尊重して援助を行っています。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	園庭や保育室が広くはなく、屋内での運動等は難しいですが、夏季以外は近所の公園に出来るだけ出掛けるようにして、体を動かす機会を設けています。また週に1回、一時預かりの園児と合同でリトミックを行っています。全てのこども達が自由に自発的に玩具を選んだり、表現活動を行うことは難しいですが、保育士はこどもの表情や意見を聞いて、玩具や筆記具等を入れ替えたりして、こども達が自発性を発揮出来るように努めています。保育士はこども達の間に入って、こども達の気持ちを代弁し、友だちとの人間関係を育むように保育しています。近所への散歩やお買い物を通じて、地域の人たちと触れ合う機会も設けています。	

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント) ワンフロアでの混合保育で難しい面もありますが、職員は0歳児が長時間過ごすことに適した生活や遊びの環境整備に向けた取り組みを行っています。こどもがぶつかるなどの安全面での問題で見送りましたが、衝立等でのコーナー分けも検討しています。0歳児が保育士と愛着関係が持てるように、なるべく同じ保育士が対応するようにしています。月齢にあった玩具などを、その時のこどもの表情などを見て、入れ替える等の工夫をしています。保護者等とは、連絡帳や登降園時の会話等から、こどもの情報を共有しています。	
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント) 保育士はこども一人ひとりの状況に応じて、こどもの自発性を尊重した保育を行っています。前項でも記したように、ワンフロアでの混合保育なので、環境的に探索活動を十分に行うことは難しいですが、玩具の入れ替え等を行い、出来るだけ探索活動が行えるように努めています。また合同保育ですので、異年齢のこどもとの関わりも多く、調理師、読み聞かせや英語あそびのボランティアとの交流も行っています。保護者等とは、連絡帳や登降園時の会話を密に行い、こどもの情報を共有しています。	
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	—
(コメント) 本園は0～2歳児の保育なので、本項目は評価外とします。	
A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント) 保育室はマンション2階にあり、フロアにも段差があるので、障がいに応じた環境整備が行えているとは言いがたい環境です。今まで障がいのあるこどもが入園した事がないので、障がい児についての個別指導計画は作成していません。ただ現在、言語療育を受けているこどもがいますので、保護者等から療育の情報を得て、その情報をもとに職員間で話し合い、月案を作成しています。職員は、障がいのあるこどもの保育についての研修を受講し、必要な知識や情報は得ています。障がいについての情報誌等を保護者等に配布していますが、積極的な情報提供は行っていません。今後は、保護者等の障がいに対する理解を深める取組に期待します。	
A-1-(2)-⑨ それぞれのこどもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント) 保育士は、こどもが家庭的でゆっくり過ごせる環境を整備するように努めています。こどもの状況に応じて、穏やかに過ごせるように、保育の内容にメリハリを付けるなどの配慮をしています。こどもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等を提供しています。こどもの状況については、日々の連絡や職員会議、職員間のグループSNSで情報を共有していますが、保護者への伝達事項等の申し送りに関しては、メモなどで行っており、今後はICT化の推進を期待します。	
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	—
(コメント) 本園は0～2歳児の保育なので、本項目は評価外とします。	

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<p>(コメント) 保健衛生マニュアル、感染症対応マニュアル、保育所における感染症対策ガイドラインを整備していますが、職員の認知度は低く、活用しているとは言いがたいことが課題となっています。全体的な計画には、健康支援についての記載があり、保健マニュアルには、こどもの健康状態についての把握に関する項目もあります。保護者等には、入園時に保育園のこどもの健康に関する方針や取組を伝えていきます。職員はSIDSについて、研修等で必要な知識を得ています。保護者等には、SIDSに関する情報を配布物等で提供しています。</p>	
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p>(コメント) 健康診断は年2回、歯科健診は年1回行われていて、その結果は関係職員や保護者等に共有され、保育や家庭での生活に生かされるようにしています。コロナ禍以降は歯磨き指導は行っていませんが、食後に口すすぎやうがいを取り入れています。</p>	
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
<p>(コメント) 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を整備し、こどもの状況に応じた適切な対応を行っています。入園時には保護者等からの聞き取り、医師の診断書等をもとに、職員間で情報共有をしています。アレルギーのあるこどもの食事にはプレートを付けて、誤食のないようにし、食後は清掃を徹底して食材などが残らないようにしています。アレルギーに関する研修はリーダーが受講し職員会議等で情報共有しています。今後は、アレルギーや慢性疾患等の内部研修の充実や、こどもや保護者等にアレルギーや慢性疾患等についての理解を図るための取組を行うことを期待します。</p>	

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p>(コメント) 全体的な計画には、食育についての記述があります。バルコニーで野菜を育て、収穫し、給食に使用しています。近所の商店街に園児と一緒に出かけ、食材を購入し、調理員に届けています。こどもには、苦手な食材について食べる食べないや食べるならその量を聞き、食べることを強要しないように援助しています。保護者等とは、家庭での食事の様子を聞き、その情報を保育士や調理員と共有して、家庭との連携に努めています。</p>	
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>(コメント) 保育マニュアルの保育におけるこどもの健康づくりには、給食について、献立や食材、衛生管理の記載があります。食材や献立は、食材納入会社が決めていますので、献立の工夫は難しいですが、食材の大きさや味付けはこどもの様子や残食を見ながら工夫をしています。季節のメニューや行事食、地域食を取り入れていますが、先に記したように、納入業者が献立を決めていますので、地元食という点では難しい面があります。調理員は時々保育室を訪れ、こどもの食事の様子を見たり、こども達に話を聞いたりする機会を設けています。</p>	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	日々の連絡帳や登降園時の保護者とのコミュニケーションを大切にしており、日常的に家庭と連携に取り組んでいます。5月の保護者と一緒に楽しむ保育参加、保護者懇談会、10月の保育士体験の機会は保護者からの評判も良く、本園の保育への取組やこどもの本園での生活・成長を保護者と共有するたいへんよい取組となっています。本園で過ごすこどもの写真を入り口に掲示し、園内で過ごすこどもの様子も伝えています。保護者へは本園側からの話す内容は文書化しているものの、保護者と口頭でのやり取りした内容の記録化は十分とは言えず、残すべき相談内容等の文章化が求められます。	
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	職員は登降園時に保護者とのコミュニケーション常に心掛けており、些細なことばや相談にも傾聴し、小規模園ならではのより親密な信頼関係を継続的に築いています。こどもの日々の様子や変化について話したり、日頃のこどもに関する悩みに対応し、その後の様子なども聞き取りしています。日々の保護者とのコミュニケーションの内容は、メモに記して引継ぎするか、午睡の時間等で口頭により職員間で共有し、より必要な連絡はグループSNSにて共有しています。一方で相談内容を記録する取組については十分とは言えず、今後の取組に期待します。	
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
(コメント)	日々の登降園時の保護者やこどもの様子に異変等がないか、朝の視診・日常の保育にて細かな様子を把握して保育士間で共有するように努めています。保護者とのコミュニケーションを大事にしており、家庭でのこどもの状況の把握や保護者に悩みがある時にはアドバイスしたり寄り添う取組を心がけています。また虐待対応マニュアルを整備し、虐待等の予防・早期発見・対応方法の習得・関係機関との連携等の内容を記載しています。しかしながら虐待対応マニュアルの職員への周知や研修は十分に行われてはならず今後の取組が求められます。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
(コメント)	本園は毎月保育会議を行い、その月のねらいにそった保育ができているか、こどもの育ちに配慮しながら振り返り、月案や指導計画の見直しを行っています。その話し合いを自らの保育実践を振り返る機会としています。令和7年度からは新たに自己評価表を用い保育士個々人の保育実践を振り返るとともに、職員として本園の理念や基本方針等に対する取組状況の確認を行い、新たな目標を定める取組を行いました。その取組を定期的に行い、個々人の保育改善や専門性の向上を図るとともに、目標の共有を行い本園全体の取組として定着することを期待します。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	b
(コメント)	本園の運営規定「虐待の防止の為の措置」に、体罰等の禁止を明記し、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるものと明記しています。しかしながら不適切保育に関する研修や、職員会議・保育会議においての話し合いは十分とは言えません。体罰防止に関する方針を職員研修等を通じて徹底し早期発見、防止への一層の取組に期待します。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	有効回答者数：11人（世帯）
調査方法	自記式質問紙留置法

利用者への聞き取り等の結果（概要）

- 子どもたちの91%が園で楽しく過ごしており、保護者の82%がこの園に入れて良かったと回答しています。園の方針や職員の態度、保育内容その他の各項では、24項目中9項目で90%が肯定評価しており、残りも主要な項目の多くは80%以上の肯定率になっています。全体的に良好な評価だと言えます。
- 園の良い点としては、小規模で目が行き届いているところ、縦割り保育で皆がなごやかに過ごしているところ、親身になって話を聞いてくれるところ、などが挙げられています。
- 好意的な意見が大半ですが、なかには厳しい見方をしている保護者もゼロではありません。きめ細かな対応が求められます。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等